第六十一条の三を次のように改める。

（航空身体検査証明の有効期間）

第六十一条の三　法第三十二条の国土交通省令で定める航空身体検査証明の有効期間は、当該航空身体検査証明に係る航空身体検査証明書の交付の日（以下この項において「交付日」という。）から起算して、次の表の上欄に掲げる技能証明の資格ごとに、同表の中欄に掲げる区分に応じてそれぞれ同表の下欄に定める期間が経過する日までの期間とする。ただし、航空身体検査証明の有効期間が満了する日の四十五日前から当該期間が満了する日までの間に新たに航空身体検査証明書を交付する場合は、その交付日から、当該期間が満了する日の翌日から起算して、同表の上欄に掲げる技能証明の資格ごとに、同表の中欄に掲げる区分に応じてそれぞれ同表の下欄に定める期間が経過する日までの期間とする。

技能証明の資格	区分	期間
定期運送用操縦士 事業用操縦士	旅客を運送する航空運送事業の用に供する航空機に乗り組んで、一人の操縦者でその操縦を行う場合	交付日における年齢が四十歳未満	一年
		交付日における年齢が四十歳以上	六月
	航空運送事業の用に供する航空機に乗り組んでその操縦を行う場合（前項の場合を除く。）	交付日における年齢が六十歳未満	一年
		交付日における年齢が六十歳以上	六月
	その他の場合		一年
自家用操縦士	交付日における年齢が四十歳未満		五年又は交付日から四十二歳の誕生日（その者の誕生日が二月二十九日であるときは、その者のうるう年以外の年における誕生日は二月二十八日であるものとみなす。以下この表において同じ。）の前日までの期間のうちいずれか短い期間
	交付日における年齢が四十歳以上五十歳未満		二年又は交付日から五十一歳の誕生日の前日までの期間のうちいずれか短い期間
	交付日における年齢が五十歳以上		一年
准定期運送用操縦士	航空運送事業の用に供する航空機に乗り組んでその操縦を行う場合	交付日における年齢が六十歳未満	一年
		交付日における年齢が六十歳以上	六月
	その他の場合		一年
一等航空士 二等航空士 航空機関士 航空通信士			一年

2　航空身体検査証明の有効期間が満了する日前に新たに航空身体検査証明書の交付を受け、これを受領したときは、当該期間は、満了したものとみなす。

3　国土交通大臣又は指定航空身体検査医は、身体検査の結果、第一項の期間を経過する前に身体検査基準に適合しなくなるおそれがあると認める者については、当該者の航空身体検査証明の有効期間を短縮することができる。

第六十四条の次に次の一条を加える。

第六十四条の二　国土交通大臣は、航空機の操縦の教育の適正な実施のため必要があると認めるときは、操縦教育証明に、操縦の教育を行うについて必要な条件を付し、及びこれを変更することができる。

第六十九条の三中「同条」を「第六十九条」に改める。

第七十二条第二号中「とき」の下に「（第五十六条の表の上欄に掲げる資格についての技能証明を有する者にあつては、同一の種類（滑空機にあつては等級）の航空機について、それぞれ同表の下欄に掲げる資格に係る技能証明書の交付を受けたとき）」を加え、同条中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　第六十一条の三第二項の規定により航空身体検査証明の有効期間が満了したものとみなされたとき（当該期間が満了する日前に新たに受けた航空身体検査証明に、従前の航空身体検査証明に付されていなかつた条件又は付されていたものと異なる条件が第六十一条の二第五項の規定により付されたときに限る。）は、従前の航空身体検査証明に係るもの

第七十四条中「第三号」を「第四号」に、「時」を「とき」に改める。

第百五十八条第二項第一号中「定期運送用操縦士」の下に「若しくは准定期運送用操縦士」を加える。

第百六十二条の二の次に次の十六条を加える。

（法第七十一条の三第一項の国土交通省令で定める期間）

第百六十二条の三　法第七十一条の三第一項の国土交通省令で定める期間は、二年とする。

2　法第七十一条の三第一項の審査に合格し、又は同条第二項の確認を受けたことにより、同条第一項各号に掲げる行為（次条において「操縦等」という。）を行うことができる期間（以下この項及び第百六十二条の十五第一項第三号において「操縦等可能期間」という。）が満了する日の四十五日前から当該操縦等可能期間が満了する日までの間に、新たに法第七十一条の三第一項の審査に合格し、又は同条第二項の確認を受けた場合は、前項の期間は、同項の規定にかかわらず、二年に、当該審査に合格し、又は当該確認を受けた日から当該操縦等可能期間が満了する日の前日までの日数を加えた期間とする。

（法第七十一条の三第二項の国土交通省令で定める方法）

第百六十二条の四　法第七十一条の三第二項の国土交通省令で定める方法は、次のいずれかに該当する方法とする。

一　操縦等を行おうとする航空機と同じ種類の航空機について、操縦技能証明又はその限定の変更を受けること。

二　操縦等を行おうとする航空機と同じ種類の航空機について、本邦航空運送事業者が運航規程に基づき行う第二百十四条の表第一号ホの技能審査を受け、これに合格すること。

（法第七十一条の三第二項の許可の申請）

第百六十二条の五　法第七十一条の三第二項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一　氏名及び住所

二　航空機の種類、等級及び型式並びに航空機の国籍及び登録記号

三　飛行計画の概要（飛行の目的、日時及び経路を明記すること。）